

重 要 事 項 説 明 書
同 意 ・ 契 約 書

介 護 保 険 適 用 外 宿 泊 室 ・ 日 中 利 用
株 式 会 社 心 和

介護保険適用外宿泊サービスご利用の際の重要事項説明及び同意・契約書

_____ (以下、「利用者」といいます)と株式会社 心和(以下、「事業者」といいます)は、事業者が利用者に対して行う介護保険適用外宿泊サービス利用について次のとおり契約します。

第1条 (契約の目的)

事業者は家族が不在等の緊急やむを得ない状況に対してのみ介護保険適用外宿泊室を提供し、利用者は事業者に対しその宿泊料に対する料金を支払います。

第2条 (契約期間)

この契約の契約期間はなしとする。但し複数回の利用時は、利用者・事業者に変更がなければ同書類を持って契約とする。

第3条 (宿泊中の介護内容)

- 1 事業者は、利用者に対し居室、利用者の希望状態に応じての食事、適切な介護を提供します。
- 2 事業者は、サービス提供にあたり利用者または他の入所者等の生命または身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束を行いません。

第4条 (宿泊中の記録)

- 1 宿泊中の時間に応じて記録を行います。
- 2 施設へのお迎え時に説明致します。

第5条 (料金)

- 1 利用者は、宿泊サービスの対価として[料金表]に定める利用料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は、料金の額の請求書に明細を付して利用者へ通知します。
- 3 利用者は、料金の額を請求書が届いてから 10 日以内に振込み又は窓口持参の方法で支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。

第6条 (ご利用の終了)

- 1 次の事由に該当した場合事業者は、利用者に対して電話等で通知することによりこの契約を解約することができ、次回の宿泊申込みを拒否できます。
 - ① 利用者の宿泊利用料金の支払いが正当な理由なく 1 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも関わらず 10 日間以内に支払われない場合。
 - ② 利用者が、事業者やサービス従業者または他の利用者に対してこの契約を継続しがたい程の背徳行為を行った場合。
 - ③ やむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小する場合。

第7条 (宿泊終了時)

事業者は、宿泊が終了し利用者が帰宅する際には、家族のお迎えを午前 8 時 30 分～午前 9 時までとする。送迎料金については、5 ページ上段の利用料金に表示する。

但し引き続きひわきの郷をご利用の場合は、この限りではない。

第8条 (秘密保持)

- 1 事業者及びその職員はサービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 利用者の医療上緊急の必要性がある場合、居宅介護支援事業所との連携を図り居宅介護支援計画の作成の為サービス担当者会議等で個人情報を用いるなど、正当な理由がある場合は当契約書の締結により、利用者及びその家族の個人情報を提供する事が出来るものとします。

第9条 (連絡義務)

事業者は、利用者の健康状態が急変した場合はあらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに医師に連絡を取る等、必要な処置を行います。

第10条 (相談・苦情対応)

事業者は、利用者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し施設またはサービスに関する利用者の要望、苦情等に対し迅速に対応します。

第11条 (賠償責任)

事業者は、サービスの提供に伴って事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。また利用者が事業者に対し損害を及ぼした場合は、事業者に対してその損害を賠償します。

第12条 (裁判管轄)

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることにあらかじめ合意します。

第13条 (本契約に定めのない事項)

- 1 利用者及び事業者は、信義誠実を持ってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議の上定めます。

1. 当施設が提供する宿泊サービスについての相談窓口

電 話 0996-37-3101 (午前8時 ~ 午後5時00分)

担 当 牧之瀬 たつ子

* ご不明な点は何でもご相談ください。

2. 株式会社 心和 宿泊サービス説明

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	株式会社 心和
所在地	〒895-1202 薩摩川内市樋脇町塔之原 2670-1
電話番号	0996-37-3101 Fax 0996-37-3351
介護保険外宿泊	緊急やむを得ない場合の宿泊

(2) 同施設の職員体制

職員体制については下記以上の人員を配置する。

管理者 1名

看護師(兼務を含む) 2名以上

生活相談員(兼務を含む)2名以上

介護職員(兼務を含む)2名以上 調理職員 1名以上

夜間は1人以上体制

3. サービスの内容

ひわきの郷をご利用の方が優先となりますが、ご利用でない方も相談に応じます。尚どちらも緊急やむを得ない場合のみ対応します。

① 営業日 月曜日～土曜日。但し12月30日～1月2日を除く※(宿泊利用日は、12月29日まで)

② 昼間のご利用時間 9時00分～16時10分まで(12月30日は13時10分まで)

夜間のご利用時間 保険の方はご利用終了時間からの宿泊となります。

(料金はデイ利用後から翌朝デイ利用前までの時間帯請求となります。)

送り迎えは相談に応じます。

③ 居室

個室3部屋。(和室)機能訓練室1室。計4室

④ 食事

朝食 7時00分 昼食 12時00分 夕食 18時00分

原則、食堂でおとりいただきます。

⑤ 介護

下記の介護を行います。

着替え、排泄、食事等の介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動付添等。

⑥ 健康管理

当直者による定期的なバイタルチェックを行う。

もし、心身の状況に異常があればかかりつけ医師に連絡を行い指示に従います。

⑦ その他

胃ろう・ストーマ・インシュリン注射対応可

4. 利用料金

(1)

*おむつ代・レクリエーション費用、
CDラジカセ等の電気使用、その他
利用者に負担していただくことが適当と、
認められるものについては、利用者から
費用額の支払いを受けられる。
なお、その場合には利用者・家族に対し
説明を行う。

食費	
朝食	400円
昼食	600円
夕食	550円
(ご飯お代わり代金)	
	50~100円
入浴料	400円

自費送迎を行う場合

- ア) 送迎 1km毎に300円増しとする。
- イ) 時間外送迎 16:00~翌9:00まで、1km毎に500円増しとする。

日中利用の負担額について

当施設が日中利用状態を確認し介護状態を判断した上で別紙①の10割負担額の料金となる。

【但し当施設が現介護度よりも必要以上の介助を行ったと判断した場合は、家族の同意を得た上で状態に応じた10割負担額の料金となる。】

サービス内容

9時00分	事業所到着 血圧・体温測定 入浴 下肢：メドマー（エアーでマッサージ）・足湯（電気器具にて温め） 筋力up（健康器具）・リハビリ体操・口腔体操など
12時00分	昼食 口腔ケア・お昼寝・リハビリ体操 趣味を生かした手工芸・レクリエーション・ゲーム・など
16時10分	お送り

夜間の場合

事前にその旨を説明する。

7,000円 見守り程度

8,000円~9,000円 部分介助【一部介助は、状態に応じて料金が異なる。(参考資料1)にて表示】

10,000円 全介助【但し当施設が喀痰吸引・体位変換などを頻繁に行ったと判断した際には家族の同意を得た上で料金が加算される場合もある。】

*デイ定期利用の方は夜間ご利用の際2割引になります。

*提供時間外サービス料金 午前午後の延長分に関する料金

30分内で1000円増しの自己負担額となる。

(2) 支払方法

第5条(料金)に同じ

5. 宿泊・退室の手続き

(1) 宿泊手続き

宿泊と同時に契約を結び、宿泊を開始する。

(2) 退室手続き

午前8時30分~午前9時までのお迎えとする。但し時間内にお迎えが出来ない場合はデイの空きがある場合は利用可能（自費料金が発生）空きがない場合は時間厳守となる。

施設利用に当たっての留意事項

10 宿泊に関する相談・苦情

- * 宿泊に関して利用者、または家族の方は相談あるいは苦情を申し出ることができます。
- * 当施設の相談・苦情解決体制は下記のようになっていますが、ご意見箱をご利用されるか、管理者（牧之瀬）へお申し出ください。



11 宿泊中に当たっての留意事項

- ① 宿泊中は職員の指示に従う
- ② テレビ・ラジオ等の音量に注意、暴言暴力などの迷惑行為があった場合は、退去となる場合がある。
- ③ 宿泊中の飲酒・喫煙禁止。
- ④ 火災等非常事態が発生した場合は職員の指示に従って行動する。
- ⑤ 施設や備品などは大切に使用し、破損しないように又みだりに壁などに押しピンや釘を打ったり・落書き等しな。破損した場合は自己負担とする。
- ⑥ 不必要な貴重品はお持ちにならないように万一紛失しても責任は取れない又、身体の創等につきましても家族の方と共に確認させてもらう。
- ⑦ 宿泊中ご家族からの電話の取次ぎは、緊急時を除き午前 10 時から午後 8 時までの間とする。
- ⑧ 携帯電話等での利用者及び職員等の撮影は、禁止とし緊急連絡以外の使用は禁止とする。
注意してもやめられない時には、施設の方で一時預かりとする。それでも拒否された時には、お泊りを中止とする。
- ⑨ 宿泊室の消灯時間は午後 9 時とします。

* 上記に同意されない場合は、宿泊を拒否する。 *

利用料金支払方法

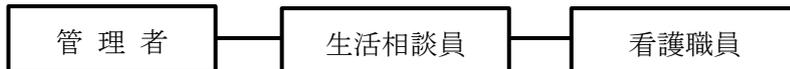
当施設では、利用料金を金融機関での引き落としも行っておりなお金融機関からの引き落としをされる場合は、手数料が発生し利用者様負担となる。

現金手渡し又は金融機関に振り込む場合は請求書が届いてから 10 日以内とする。

別紙①

相談・苦情解決体制

当事業者の相談・苦情解決体制は下記のようになっていますが、ご意見箱をご利用されるか、下記の者へ、お申し出ください。



上記以外でも、各市町村の介護保険担当窓口や、開く県の国保連の窓口でも受け付けています。

	国保連合会	県介護福祉課	薩摩川内市高齢介護福祉課
所在地	鹿児島市鴨池新町 7番4号	鹿児島市鴨池新町 10番1号	薩摩川内市神田町 3番22号
電話番号	099-206-1024	099-286-2687・099-286-2676	0996-23-5111
受付時間	月曜日～金曜日 9:00～17:00	月曜日～金曜日 9:00～17:00	月曜日～金曜日 8:30～17:15
休 み	年末・年始・土・日・祝日	年末・年始・土・日・祝日	年末・年始・土・日・祝日

地域密着型通所介護費（単位）1割負担の場合（負担額割合は1割・2割・3割）

別表①

利用時間 介護度	3時間以上～4時間未満	4時間以上～5時間未満	5時間以上～6時間未満
要介護度1	416	436	657
要介護度2	478	501	776
要介護度3	540	566	896
要介護度4	600	629	1013
要介護度5	663	695	1134

利用時間 介護度	6時間以上～7時間未満	7時間以上～8時間未満	8時間以上～9時間未満
要介護度1	678	753	783
要介護度2	801	890	925
要介護度3	925	1032	1072
要介護度4	1049	1172	1220
要介護度5	1172	1312	1365

宿泊に当たり利用者に対して契約書及び本書面に基いて重要な事項を説明しました。

(事業者)

所在地	〒895-1202 薩摩川内市樋脇町塔之原 2670-1	
電話番号	0996-37-3101	Fax 0996-37-3351
氏名	施設長	牧之瀬 たつ子

(説明者)

所属	管理者
氏名	牧之瀬 和幸

私は、契約書及び本書面により、事業者から宿泊についての重要事項の説明を受けましたので、ここに同意し契約いたします。

(利用者)

住所		
電話番号	固定電話	携帯電話
氏名		印
生年月日		歳

(代理人) 緊急連絡先 (24時間連絡の取れる番号)

住所		
氏名	印	印
電話番号		

自己負担による金額の一覧表「希望される方の場合」希望されない方は、お持ち帰りになります。

種類	金額	希望 する ・ しない チェック
オムツの処分	日 / 100 円	希望 する ・ しない
洗濯物洗い	日 / 200 円	希望 する ・ しない
医療機械類	機械に応じた金額日/100 円～	希望 する ・ しない
コンセントが必要な機械類	機械に応じた金額日/100 円～	希望 する ・ しない